



三重県公報

令和7年2月25日 (火)

第 594 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
2	三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則	(文化振興課)	2
3	三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則	(出納局)	2
告 示			
105	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	3
106	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
107	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
108	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
109	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
110	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
111	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	5
112	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
113	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	6
114	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
115	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	7
116	三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示	(出納局)	8
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	9
	同件	(同)	10
	換地処分を行った旨	(農地調整課)	10
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	10

規 則

三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年二月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二号

三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（令和二年三重県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第十五条の利用請求をする者は、知事に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>一 本人が利用請求をする場合 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の情報が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第十五条の利用請求をする者は、知事に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>一 本人が利用請求をする場合 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の情報が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二〇六 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年二月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三号

三重県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

三重県指定金融機関等事務取扱規則（平成十九年三重県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(取扱事務の範囲)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 収納代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納</p>	<p>(取扱事務の範囲)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 収納代理金融機関は、指定金融機関の取り扱う収納</p>

<p>の事務を取り扱う。ただし、株式会社りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、P a y p a y 銀行株式会社及び楽天銀行株式会社については、電子収納のうち、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワーク（以下この項において「マルチペイメントネットワーク」という。）の収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、株式会社ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料の収納事務に限り取り扱う。</p>	<p>の事務を取り扱う。ただし、株式会社関西みらい銀行、P a y p a y 銀行株式会社及び楽天銀行株式会社については、電子収納のうち、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワーク（以下この項において「マルチペイメントネットワーク」という。）の収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、株式会社ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料の収納事務に限り取り扱う。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 105 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 2 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
つきとめ眼科	桑名市大字赤尾 2027-1	令和 7 年 2 月 1 日
山口眼科	鈴鹿市南江島町 4-15	令和 7 年 1 月 1 日
桑名・四日市フローレン訪問歯科	桑名市寿町三丁目 73 番地 YKビル 2 階	令和 7 年 2 月 1 日
西井歯科	鳥羽市鳥羽 5-4-10	令和 7 年 1 月 1 日
武田歯科医院	伊賀市上野中町 2985 番地	令和 7 年 1 月 1 日
S P T 矢谷歯科口腔医院	伊賀市上野忍町 2590-3	令和 7 年 1 月 1 日
岩田歯科医院	員弁郡東員町大字大木 1948-1	令和 7 年 1 月 1 日
フレアス訪問看護ステーション四日市あさけ	四日市市大矢知町 1007-2 グリーンハイツ 201 号室	令和 7 年 1 月 1 日
訪問看護リハビリステーション からふるかわさき	亀山市川崎町字赤崩 1656 番地 1	令和 7 年 1 月 1 日

三重県告示第 106 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 2 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
さとうクリニック訪問看護ステーション	桑名市大央町 21-15	桑名市長島町福吉 268-1 シニアレジデンス・スパながしま	令和 6 年 7 月 1 日

三重県告示第 107 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃

止の届出がありました。

令和7年2月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
三重おびら眼科	四日市市曾井町字東門田 78	令和6年12月31日
三重呼吸器アレルギー・内科クリニック	四日市市高角町 1563-4	令和6年12月31日
山口眼科	鈴鹿市南江島町 4-15	令和6年12月31日
しまむらクリニック	鈴鹿市白子四丁目 16 番 2 号	令和6年12月19日
医療法人 いたう眼科	津市一身田平野 24 番地の 1	令和6年12月31日
西井一浩クリニック	松阪市高町 192-5	令和6年12月10日
西井歯科	鳥羽市鳥羽 5-4-10	令和6年12月31日
矢谷歯科医院	伊賀市上野忍町 2590-3 番地	令和6年12月31日
武田歯科医院	伊賀市上野中町 2985	令和6年12月31日
岩田歯科医院	員弁郡東員町大字大木字東六肥野 1948 番の 1	令和6年12月31日
大西歯科医院	度会郡度会町田口 1247-4	令和6年12月31日
健やか薬局とまり店	四日市市泊町 2-31	令和6年12月31日
スギ薬局羽津東店	四日市市八田 1 丁目 1-27	令和6年11月30日
健やか薬局 白子店	鈴鹿市白子本町 4067-1	令和6年12月31日
スギ薬局 津半田店	津市半田 409	令和6年11月30日

三重県告示第 108 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和7年2月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
つきとめ眼科	桑名市大字赤尾 2027-1	令和7年2月1日
山口眼科	鈴鹿市南江島町 4-15	令和7年1月1日
桑名・四日市フローレン訪問歯科	桑名市寿町三丁目 73 番地 YKビル2階	令和7年2月1日
西井歯科	鳥羽市鳥羽 5-4-10	令和7年1月1日
武田歯科医院	伊賀市上野中町 2985 番地	令和7年1月1日
SPT 矢谷歯科口腔医院	伊賀市上野忍町 2590-3	令和7年1月1日
岩田歯科医院	員弁郡東員町大字大木 1948-1	令和7年1月1日
フレアス訪問看護ステーション四日市あさけ	四日市市大矢知町 1007-2 グリーンハイツ 201 号室	令和7年1月1日
訪問看護リハビリステーション からふるかわさき	亀山市川崎町字赤崩 1656 番地 1	令和7年1月1日

三重県告示第 109 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和7年2月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
さとうクリニック訪問看護ステーション	桑名市大中央町 21-15	桑名市長島町福吉 268-1 シニアレジデンス・スバながしま	令和6年7月1日

三重県告示第 110 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 2 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
三重おびら眼科	四日市市曾井町字東門田 78	令和 6 年 12 月 31 日
三重呼吸器アレルギー・内科クリニック	四日市市高角町 1563-4	令和 6 年 12 月 31 日
山口眼科	鈴鹿市南江島町 4-15	令和 6 年 12 月 31 日
しまむらクリニック	鈴鹿市白子四丁目 16 番 2 号	令和 6 年 12 月 19 日
医療法人 いとう眼科	津市一身田平野 24 番地の 1	令和 6 年 12 月 31 日
西井一浩クリニック	松阪市高町 192-5	令和 6 年 12 月 10 日
西井歯科	鳥羽市鳥羽 5-4-10	令和 6 年 12 月 31 日
矢谷歯科医院	伊賀市上野忍町 2590-3 番地	令和 6 年 12 月 31 日
武田歯科医院	伊賀市上野中町 2985	令和 6 年 12 月 31 日
岩田歯科医院	員弁郡東員町大字大木字東六肥野 1948 番の 1	令和 6 年 12 月 31 日
大西歯科医院	度会郡度会町田口 1247-4	令和 6 年 12 月 31 日
健やか薬局とまり店	四日市市泊町 2-31	令和 6 年 12 月 31 日
スギ薬局羽津東店	四日市市八田 1 丁目 1-27	令和 6 年 11 月 30 日
健やか薬局 白子店	鈴鹿市白子本町 4067-1	令和 6 年 12 月 31 日
スギ薬局 津半田店	津市半田 409	令和 6 年 11 月 30 日

三重県告示第 111 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 7 年 2 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450201047	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	三重県四日市市山城町 59 番地 4	レオ	四日市市あさけが丘 2 丁目 1-42	放課後等デイサービス	令和 7 年 2 月 1 日
2452200187	株式会社フォレスト	三重県四日市市小林町 3016-79	放課後等デイサービス こどもの森	三重郡菰野町大字菰野 2080-5	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 2 月 1 日
2450300815	株式会社TURNING POINT	三重県津市栗真中山町 101 番地 1	HARVEST HOME	鈴鹿市北江島町 32-20	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 7 年 2 月 1 日
2450700592	合同会社LIVE ITUP	三重県松阪市大阿坂町 374 番地 1	こもりぐま	松阪市大阿坂町 374 番地 1	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令和 7 年 2 月 1 日

三重県告示第 112 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 2 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450300708	株式会社KOM Aキッズ鈴鹿	三重県鈴鹿市北江島町32番20号	KOMAキッズ鈴鹿	鈴鹿市北江島町32-20	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和7年1月31日
2450300773	株式会社KOM Aキッズ鈴鹿	三重県鈴鹿市北江島町32番20号	KOMAキッズ鈴鹿 二号館	鈴鹿市北江島町2-2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和7年1月31日

三重県告示第113号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和7年2月25日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410302109	株式会社スタッフシュウエイ	愛知県東海市名和町後西19番地	アクア鈴鹿訪問介護	鈴鹿市末広北三丁目2番16号	居宅介護、重度訪問介護	令和7年2月1日
2410302117	株式会社まごころ	三重県津市一志町高野160番地741	訪問介護ステーションまごころ	鈴鹿市三宅町1700番地	居宅介護	令和7年2月1日
2410502468	特定非営利活動法人メイク	三重県津市大門7番15号津センターパレス3階津市市民活動センター内	スマイル	津市大門7番15号津センターパレス3階津市市民活動センター内	同行援護	令和7年2月1日
2410101345	株式会社ナイスマン	岐阜県多治見市太平町五丁目50番地	オルトケアホーム額田（短期入所）	桑名市大字額田字前川原103番、103番1	短期入所	令和7年2月1日
2410202622	株式会社ワンプレイス	三重県四日市市生桑町234番地1	わかばハウス四日市	四日市市西坂部町字桜940番	短期入所	令和7年2月1日
2411200880	ケアラボ合同会社	三重県伊賀市上野東町2924番地1	ケアラボ イガ	伊賀市上野東町2924番地1 エスカビル2F	就労継続支援A型	令和7年2月1日
2410202630	株式会社有隣会	三重県四日市市生桑町48番地の1	すこやかNavi	四日市市生桑町78-1	就労継続支援B型	令和7年2月1日
2410503672	株式会社ファミリア	三重県桑名市多度町柚井1598番地5	キャリカク津駅事業所	津市栄町3丁目232ソシアビル5階	就労継続支援B型	令和7年2月1日
2411100338	特定非営利活動法人あそぼらいっ	三重県熊野市井戸町220番地3	にじいろ	熊野市井戸町650番地4	就労継続支援B型	令和7年2月1日
2420100998	株式会社ナイスマン	岐阜県多治見市太平町五丁目50番地	オルトケアホーム額田	桑名市大字額田字前川原103番、103番1	共同生活援助	令和7年2月1日
2420202133	株式会社ワンプレイス	三重県四日市市生桑町234番地1	わかばハウス四日市	四日市市西坂部町字桜940番	共同生活援助	令和7年2月1日

三重県告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和7年2月25日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410702118	合同会社ライジング	三重県松阪市駅部田町 809 番地 1	ショートステイ蒼ぞら園	松阪市駅部田町 809 番地 1	短期入所	令和 7 年 1 月 31 日
2410701755	特定非営利活動法人ホワイトライフ	三重県津市木造町 941 番地	就労移行支援お仕事コーデみち	松阪市肥留町 212-1	就労移行支援	令和 7 年 1 月 1 日
2410800540	合同会社あさひワーク	三重県伊勢市船江 2 丁目 1 番 4 号	あさひワーク伊勢	伊勢市船江 2 丁目 2 番 1 号	就労継続支援 A 型	令和 7 年 1 月 31 日
2410701771	合同会社ライジング	三重県松阪市嬉野中川町 1847-1 ハイム中川 103 号	就労継続支援 B 型作業所ふわり	松阪市嬉野津屋城町 724-3	就労継続支援 B 型	令和 7 年 1 月 31 日
2410800557	特定非営利活動法人ケアセンター花菖蒲	三重県伊勢市西豊浜町 1340 番地	ケアセンター花菖蒲	伊勢市西豊浜町 1340 番地	就労継続支援 B 型	令和 7 年 1 月 31 日
2410800839	株式会社クロフネファーム	三重県伊勢市小木町 560 番地 8	クロフネファーム～伊勢からやさしい風が吹きますように～	伊勢市小木町 560 番地 8	就労継続支援 B 型	令和 7 年 1 月 31 日

三重県告示第 115 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 2 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン四日市北店
四日市市富州原町 221-1

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗近隣は、富洲原中学校区及び富洲原小学校区となっている。については、児童生徒の通学路や行動範囲が、来客及び業者車両経路等と重複するため、車両にて走行する際には、児童生徒の安全確保を十分に行うこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガスや騒音の軽減に努めること。

イ 搬入車両の入庫作業と荷さばきは、苦情が発生しないように配慮して行うこと。

ウ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。

エ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、四日市市環境政策課に届出を行うこと。なお、届出がなされた特定事業場においては、当該敷地境界で規制基準を遵守するために必要な措置を講じること。

(3) 廃棄物に係る事項

事業活動によって生じた一般廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は、一般廃棄物のみであるため、産業廃棄物を混入しないこと。また、搬入する場合は、廃棄物搬入許可の必要の有無について、予め四日市市生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4) その他の事項

ア 当該店舗変更計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。また、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議しその解決をはかること。

イ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合は、事前に届出が必要となるため予め四日市市環境政策

課と協議すること。

ウ 青少年の健全育成のため、青少年のみまもり活動等に協力すること。

エ 四日市市子ども未来課青少年育成室の補導員等による街頭パトロール巡回の際は、当該活動の趣旨を理解し、協力を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和7年2月25日から同年3月25日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 116 号

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年2月25日

三重県知事 一見勝之

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

三重県収納代理金融機関の指定（平成4年三重県告示第450号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1	三重県収納代理金融機関		1	三重県収納代理金融機関	
	(略) (略) (略)			(略) (略) (略)	
	(株)りそな銀行	<u>マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限る。</u>		(株)りそな銀行	<u>〃</u>
	(略) (略) (略)			(略) (略) (略)	
	(株)ゆうちょ銀行	県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料の収納事務に限る。		(株)ゆうちょ銀行	県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料の収納事務に限る。
	(略) (略) (略)			(略) (略) (略)	
2	事務の範囲	指定金融機関の取り扱う収納事務。ただし、(株)りそな銀行、(株)関西みらい銀行、PayPay銀行(株)及び楽天銀行(株)については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、(株)ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料の収納事務に限る。	2	事務の範囲	指定金融機関の取り扱う収納事務。ただし、(株)関西みらい銀行、PayPay銀行(株)及び楽天銀行(株)については、マルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した収納事務に限り取り扱い、(株)ゆうちょ銀行については、県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費、放置違反金及びその延滞金、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金及びその違約金、三重県ふるさと応援寄附金並びにマルチペイメントネットワークの収納サービスを利用した自動車保管場所証明申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料の収納事務に限る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 7 年 2 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
桑名市
- 2 調査を行った期間
平成 27 年 7 月から令和 6 年 3 月まで
- 3 成果の名称
桑名市（福岡町②地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
桑名市福岡町地内
- 5 認証年月日
令和 7 年 2 月 6 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 7 年 2 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
亀山市
- 2 調査を行った期間
令和 2 年 8 月から令和 4 年 3 月まで
- 3 成果の名称
亀山市（本町③地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
亀山市本町三丁目地内 他
- 5 認証年月日
令和 7 年 2 月 6 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 7 年 2 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
亀山市
- 2 調査を行った期間
令和 3 年 8 月から令和 6 年 1 月まで
- 3 成果の名称
亀山市（北町①地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
亀山市北町地内 他
- 5 認証年月日
令和 7 年 2 月 6 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理

機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年2月25日

三重県知事 一見勝之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
服部 誠治	津市	多気 義政	津市	津市木造町汲谷 584 ほか1筆
飯田 富子	津市	多気 義政	津市	津市木造町前ヶ鼻 1075 ほか1筆
飯田 早百合	津市	大西 良嗣	津市	津市新家町西川原 2225
波多野 政則	津市	波多野 勲	津市	津市木造町小谷前 1655 ほか5筆
稲田 宏	津市	田口 慶則	津市	津市木造町コウゾ新畑 1605 ほか3筆
脇田 美枝子	津市	川西 清志	津市	津市榊原町中上 17056
谷 芳己	津市	川西 清志	津市	津市榊原町中上 17075 ほか2筆
堀川 忠重	津市	川西 清志	津市	津市榊原町野ヶ坂 16716 ほか1筆
坂本 初男	四日市市	川西 清志	津市	津市榊原町中上 17011
宮田 君代	津市	有限会社 前川ライス	津市	津市白山町川口馬場 1256-1 ほか2筆
前川 憲	津市	有限会社 前川ライス	津市	津市白山町川口関ノ宮 501
森下 富代	津市	渡邊 敏和	津市	津市美杉町下之川向田 6176 ほか1筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和7年2月25日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年2月25日

三重県知事 一見勝之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
北村 勝	伊勢市	度会郡玉城町佐田上町浦 1358-1
有限会社 グリーントピア・ヨシダ	度会郡玉城町	度会郡玉城町長更平田 192

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和7年2月25日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業（高度水利機能確保基盤整備事業）仁田地区平谷1換地区の換地処分を行いました。

令和7年2月25日

三重県知事 一見勝之

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年2月25日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 2月12日	名張市夏見字浅尾 5 ほか34筆	岡山県倉敷市西中新田 297-1 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司
令和7年 2月14日	亀山市小下町 376 の一部ほか4筆	四日市市下之宮町 278-1 リンピアアサケ 105号 株式会社フリークス

		代表取締役 高橋 俊一
令和7年 2月14日	三重郡菰野町大字菰野字茶屋の上 5875-5 ほか 1 筆	三重郡菰野町大字菰野 5875 小林 佳史 三重郡菰野町大字菰野 5875 小林 葵

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
